

岐阜県公報

令 和 八 年 一 月 六 日

(火曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害警戒区域の指定

土木事務所長印に関する告示の一部改正

公 示

(森林保全課)
(同砂防課)
(同同同)
(高山土木事務所)

四 四 四 三 三 三 二 一 ページ

岐阜県告示第一号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江崎禎英

告 示

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町東沓部字藤森四一五、四四八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、折伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次とのおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第一号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山県市葛原字鶴尾五六八〇
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次とのとおりとする。
 - (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下呂市小坂町大島字西ケ洞一七三六、字足谷一七四四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成十二年

| 区 域 の 名 称 | 区 域 の 所 在 地 | 区 域 の 表 示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|-------------|-----------|---------------------|
| 南部1 | 大垣市上石津町上多良 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 富西 | 大垣市上石津町堂之上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ノ谷 | 大垣市上石津町時山 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五号
土砂災害警戒区域の指定(平成二十二年岐阜県告示第二百九十一号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

岐阜県告示第一百九十三号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

| 区 域 の 名 称 | 区 域 の 所 在 地 | 区 域 の 表 示 | 区 域 の 表 示 及 び建築物に作用すると想定される衝撃に 関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|-------------|-----------|--------------------------------------|---------------------|
| 南部1 | 大垣市上石津町上多良 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | |
| 富西 | 大垣市上石津町堂之上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | |
| 上ノ谷 | 大垣市上石津町時山 | 次の図のとおり | 土石流 | |

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

| 区 域 の 名 称 | 区 域 の 所 在 地 | 区 域 の 表 示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|-------------|-----------|---------------------|
| 南部1 | 大垣市上石津町上多良 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 富西 | 大垣市上石津町堂之上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ノ谷 | 大垣市上石津町時山 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」せ、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて鑑覧上供する。)

岐阜県告示第八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
のべ、同条第四項の規定によつて指定する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江崎禎英



書体 てん書
大きさ 111mm×148mm

公 令

落札者等に關する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第三百一十号）第十一条の規定によつて、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江崎禎英

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に關する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|-------------------------------|---------------------|
| 南端一 | 大垣市上石津町上條 | 次の図のうち | 急傾斜地の崩壊 |
| 北端 | 大垣市上石津町上 | 次の図のうち | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」せ、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて鑑覧上供する。）

岐阜県告示第九号

土木事務所長印に關する公示（平成十八年岐阜県告示第一四五十九号）の一節を次の
ものと改め、令和八年一月一日起用する。

令和八年一月六日

岐阜県知事 江崎禎英

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する都市ガス 予定期量 42
1,416m³ (低圧及び中間圧)
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和7年10月3日
- 4 落札者を決定した日 令和7年11月14日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦瓦斯株式会社
- 6 落札金額 43,725,500円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
 - (2) 所在地 岐阜市薮田南二丁目1番1号

—10を次のものとする。

10 高山土木事務所

岐阜都審正課わい公行

岐阜県の物販業又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
四百一十号）第十一条の規定による、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年一月六日

岐阜県知事　上　崎　禎　英

1 調達物品の名称及び数量

ア ネットワークプリンタ 75台

インク（各色2個） 75式

メンテナンスボックス 75個

イ ネットワークプリンタ 8台

インク（各色1個） 8式

メンテナンスボックス 8個

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和7年10月3日

4 落札者を決定した日 令和7年11月14日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条北四丁目10番7号

中央電子光学株式会社
代表取締役　日比　泰雅

6 落札金額 27,025,900円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所在地 岐阜市薮田南二丁目1番1号

令和八年一月六日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社